

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局消費者センター (06-6614-7523)
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	危害等の防止に関する勧告・公表
関連する 他局の名称	—
概要	<p>消費者に危害等を及ぼし、若しくは及ぼすおそれのある商品等（以下「欠陥商品等」という。）を提供している疑いがあると認めるときは、当該商品等について、必要な調査又は検査を行い、当該商品等が欠陥商品等であることが明らかになったときは、直ちにその商品を回収するとともに、商品の製造、加工の方法の改善その他危害等の防止に必要な措置をとることを勧告することができる。</p> <p>事業者がこれに従わないときは、事業者の名称等、必要な事項を公表する。</p> <p>欠陥商品等が消費者の生命、身体に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該危害を防止するため、当該商品等の品名、事業者名等、危害の内容その他必要な事項を公表するものとする。当該公表があったときは、当該商品を提供する事業者は、直ちにその製造、販売を中止するとともに、その商品の回収等必要な応急の措置を取らなければならない。</p>
根拠となる要綱等	<p>消費者保護条例 第6条、第7条、第32条（昭和51年4月1日条例第32号） (https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/cmsfiles/contents/0000002/2392/jourei.pdf)</p>
行政指導指針	<p>消費者に危害等を及ぼし、若しくは及ぼすおそれのある商品等（以下「欠陥商品等」という。）を提供している疑いがあると認めるときは、当該商品等について、必要な調査又は検査を行い、当該商品等が欠陥商品等であることが明らかになったときは、直ちにその商品を回収するとともに、商品の製造、加工の方法の改善その他危害等の防止に必要な措置をとることを勧告することができる。</p> <p>事業者がこれに従わないときは、事業者の名称等、必要な事項を公表する。</p>
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/cmsfiles/contents/0000002/2392/jourei.pdf
備考	